



暮らしの法律Q&A

山村 行弘 Yamamura Yukihiro

弁護士。第一東京弁護士会所属。東京・千代田区にある萩谷法律事務所にて、一般民事・刑事事件、知的財産、法律相談などを手がける。
協力：萩谷雅和（萩谷法律事務所）

Q

日本人同士が外国で結婚する場合の
手続きは？

相談者の気持ち

二人とも日本人ですが、長く外国に住んでおり、日本国外で結婚式を挙げる予定です。
どのような手続きが必要になるのでしょうか？

A

日本人同士が外国で婚姻する場合、日本方式と外国方式の二つがあります。

まず、外国にいる日本人同士が日本方式で婚姻しようとする場合は、日本で市区町村に届ける場合と同様に、その国に駐在して日本人のための行政事務を行う在外公館（大使館、領事館）を訪れ、大使、公使または領事に婚姻の届出をします。在外公館で受け付けられた届書は、外務省経由で本籍地の市区町村に送られ、必要な審査を経た後、その人の戸籍に婚姻の記載がされることとなります。

この方法のほかに、その国から郵送により、直接本籍地の市区町村に婚姻の届書を郵送することもできます。

このような日本方式で行う場合、届出に必要なものは、証人2名の署名押印のある婚姻届書と戸籍謄本です。婚姻届書は在外公館にも備えて付けてあります。

次に、外国の法律上有効に婚姻が成立し、その国が発行する婚姻に関する証書の謄本が交付されている場合（外国方式）には、戸籍に婚姻の事実を記載する必要がありますので、婚姻成

立の日から3カ月以内に、婚姻に関する証書の謄本（日本語訳文の添付が必要）を、日本の在外公館に提出するか、本籍地の市役所、区役所または町村役場に提出または郵送する必要があります。

このような外国方式による場合、一般的には、上記婚姻証明書およびその日本語訳文のほか、婚姻届書（証人は不要）と戸籍謄本が必要となります（国によっては別の書類が必要な場合もあります）。

日本人が外国方式で婚姻する場合、外国の関係機関から、日本の法律上婚姻の要件を備えていることを日本の公的機関が証明した文書（婚姻要件具備証明書）の提出を求められる場合があります。

この証明書は、日本の在外公館（大使館・領事館）、本籍地の市区町村、法務局・地方法務局のいずれかで取得することができます。

なお、ハワイの教会で結婚式を挙げただけの場合のように、それだけでは法律上有効に婚姻が成立したとすることができない場合もあります。その場合は、市区町村の戸籍届出窓口へ婚姻の届出をする必要があります。